

模造品関連データの収集

データ作成機関	日本貿易振興会
データ公開日(判れば)/更新日	
主な項目	模倣対策マニュアル 香港編 2004年3月。 特許庁が、平成16年に日本貿易振興会に委託して作成したもの。Pdfファイル84頁。この書は、香港における商標に関する法律・慣習等の一般的な指針として作成されたものであり、法律家や学者を対象としたものではなく、一般のビジネスマンを対象に作成されている。 ◆(1)概要、◆(2)商標としての適正と判断、◆(3)出願と登録、◆(4)更新、回復、変更及び放棄、◆(5)中華人民共和国の法律との比較、 ◆(6)登録可能な取引、◆(7)民法による保護、◆(8)刑法による保護、◆(9)その他の有益な情報
サブ項目	◆(2)◇登録拒絶の絶対的理由、◇使用実績の識別力の補強、◇登録拒絶の相対的理由、◇先行標章との類似性を回避する方法等 ◆(3)◇出願、◇不備チェック、◇検索と審査、◇異議と審理、◇公表と異議の受付、◇登録、 ◆(4)◇更新、◇回復、◇変更、◇放棄 ◆(5)◇登録可能な標章、◇商標登録、◇登録商標の取り消し、◇商標使用の管理、◇使用許諾と譲渡、◇侵害と損害賠償、◇著名商標 ◆(6)◇登録しなければならない商標取引、◇譲渡、◇使用許諾と再使用許諾、◇登録商標による質権、◇代理人による同意書、◇裁判所の命令 ◆(7)◇香港の裁判制度、◇法律上の保護－侵害、◇コモンローによる保護－詐称通用、◇登録取り消し、無効化及び修正、◆(8)◇TPOに規定する主な違法行為、◇輸入、輸出、通貨、◇刑事罰、
特記事項	アジア太平洋地域では、意匠・商標を中心にわが国企業の製品に対する模倣が相当数あり、わが国企業の真性商品のマーケットを脅かしている。
URL	http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/hk/ip/pdf/2004_hk.pdf